

令和5年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第45回)

日 時：令和6年2月8日（木）午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	小林 明
北杜市市民環境部長	三井 喜巳
北杜市明野総合支所長	由井 克光
北杜市環境課長	中山 由郷
上神取地区長	工藤 正（代理出席）
浅尾新田区長	小林 克彦
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
浅尾原地区長	福田 晋
東光地区長	坂田 寛
山梨大学名誉教授	坂本 康
東京海上ディーアール(株)主席研究員	杉山 憲子
明星大学教授	宮脇 健太郎
山梨県環境・エネルギー部環境整備課長	守屋 英樹
山梨県中北林務環境事務所長	倉本 洋
山梨県環境整備事業団副理事長	桐林 雅樹（事務局兼務）
山梨県環境整備事業団事務局長	新津 利恭（ 〃 ）

○事務局

山梨県環境整備事業団管理係長	甘利 八千代
山梨県環境整備事業団総務係長	望月 幸一

○欠席

御領平地区長	三井 和一
下神取地区長	辻 雅樹
中込地区長	清水 孝雄
山梨県環境・エネルギー部次長	雨宮 俊彦

配布資料

① 次第

② 席次表

③ 委員名簿

④ 安全管理委員会設置要綱

⑤ 資料1 環境モニタリング結果について

参考資料 環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要

参考資料 防災調整池の底質の状況について

○ 議事

<議長>

議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力ください。

傍聴の方へのお願いもありましたけれど、委員の方にもスムーズに進むようによろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料により、議事次第により議事を進めていきたいと思ひます。傍聴の方もいらっしゃるのので少し補足説明しますと、この委員会ではこの処分場について半年に1回このような、環境モニタリング結果についての説明をいただき、この委員会としてそれがいいかどうか認めるという役割を持っています。きちんと管理されているかの判断の基準としては、A3の資料の最後にありますような水質についての基準を設けてそれに合っているかどうかということで判断しています。この水質についての基準というのは国が決める環境基準等もありますが、基本的には公害防止協定ということで、この処分場と周囲の皆さんとの協定で数値を決めて、それを判断基準としています。このスタイルはどの処分場でも同じように委員会を設けてやっています。公害防止協定というのは、住民の方との協定ですので場合によっては国の基準よりも厳しい設定をしたりするということとはございませぬ。この処分場もそういうことになっていると思ひます。国の基準の方は環境基準等ですが、環境基準というのはそもそもそういう水質にするという目標であって満たさなかつたからと言って罰則があるものではないということと、環境基準の健康項目は水道と同じようなことを考えていましてかなり厳しいもの。場合によっては公害防止協定でそれよりも厳しくすることもあるということです。傍聴人の方もいらしたので全体の説明をさせていただきます。

では、今日の議事、環境モニタリング結果について、事務局の方からご説明をお願いします。

<事務局>

資料1により、環境モニタリング結果について御説明いたします。すこし長くなりますので、座って説明させていただきます。

当環境整備センターは、平成27年1月に最終覆土を完了しており、現在は埋立地から出てくる浸出水を処理するなどの維持管理を行っております。また、当センターの運営にあたっては、山梨県、北杜市及び山梨県環境整備事業団との間で、平成18年に明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定を締結しているところです。この公害防止協定の中で、水処理施設から放流される放流水の排水基準を定めています。また、公害防止協定に基づき定められた公害防止細目規程の中において、今回説明させていただく環境モニタリングの内容について定めており、放流水や地下水の水質検査などを定期的実施しております。

調査地点につきましては、資料1：地図と右上に書いてある、環境モニタリング調査地点図に記載しておりますので、必要に応じて参照してください。また、モニタリング結果を評価するための基準について、A3サイズの資料、環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要にまとめておりますのでこちらも併せて参照願います。

それでは、それぞれの調査結果について御説明いたします。今回ご報告する結果は、前回の8月の安全管理委員会以降に得られた分の7月から12月までの調査結果となります。結論から申し上げますと、放流水については、排水基準に適合し、センター内地下水については環境基準に適合しており、また、保全目標を設けている悪臭についても基準内でありました。

それでは、右上に資料1、データと書いてあるホチキス止めの資料をご覧ください。1ページ目は浸出水の環境モニタリング結果です。浸出水とは、埋立地内の廃棄物に触れた水を集めたものです。全部で49項目の水質検査を実施しています。この浸出水の水質については、基準はありませんが、検査で得られた数値を評価するため、放流水の排水基準値を参考値として比較しています。なお、最終処分場を廃止するためには浸出水が2年以上にわたり放流水の排水基準に適合していることが要件の一つとなります。表の太枠内が、今回報告いたします令和5年8月と10月の結果です。オレンジ色の網掛け部分は、参考として比較する排水基準値を超過した項目です。何も塗られていない数値は、排水基準値に適合している数値または排水基準値が設定されていない項目です。浸出水で排水基準値を超過した項目は、11番の溶解性マンガンです。結果は、排水基準1mg/Lに対し、1.3mg/Lでした。右側に溶解性マンガンの折れ線グラフがあります。平成25年10月に6.1mg/Lだった濃度は途中、濃度の上下動はあるものの、緩やかに低下しており、最近の測定結果では1~2mg/L前後で推移しています。次に、41番のホウ素は、今回報告する8月の結果では0.81mg/Lと、排水基準の1mg/L以下でした。右側にホウ素の折れ線グラフを載せています。最近では1.5mg/L前後の横ばいで推移している状況です。なお、8月は、調査の前日に雨が降ったため、その影響で濃度が低かったと考えられます。続いて2ページをご覧ください。2ページは参考項目としまして、浸出水の水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンについて、平成21年の埋立開始から長期的に傾向を見ているグラフとなります。電気伝導率と塩化物イオンは地下水汚染の有無の指標となるためグラフ化しています。ちょうど真ん中にある平成27年1月が、処分場の最終覆土が完了した時期となっています。最終覆土以降は電気伝導率、塩化物イオンともに若干の数値の変動はあるものの、おおむね安定した推移となっています。

次に3ページをご覧ください。浸出水を処理した放流水の環境モニタリング結果です。放流水は、全部で48項目の水質検査を実施しています。放流水には、排水基準が設定されており、この基準は地元と取り結んだ公害防止協定でございます。協定では、国の定める基準値の概ね十分の一としています。表の太枠内が、排水基準値と令和5年7月から12月のデ

ータで今回追加した結果になります。青色に網掛けした検査項目は浸出水の分析結果が排水基準をこえていた検査項目です。11番の溶解性マンガンは0.01mg/L未満、41番のホウ素は0.04mg/L未満と、いずれも定量下限値未満であり、排水基準に適合するように適切に処理しています。その他のすべての検査項目においても、排水基準に適合しています。4ページをご覧ください。こちらも2ページと同様の長期データとなります。直近の結果は安定しています。

5ページをご覧ください。埋立地の上流に位置する地下水観測井1号のモニタリング結果です。別紙地点図では青いマル1の場所です。地下水は、全部で33項目の水質検査を実施しています。表の太枠内が、環境基準値と令和5年7月以降のデータで今回追加した結果になります。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。6ページをご覧ください。こちらのグラフで地下水汚染の指標となる電気伝導率、塩化物イオンの長期的な推移をみていただくと、その値は、埋立開始から現在に至るまでほとんど低位で変動はありません。

7ページをご覧ください。こちらは埋立地の下流に位置する地下水観測井2号のモニタリング結果です。調査地点図の青いマル2でございます。こちらの結果も、すべての検査項目について、環境基準に適合しています。8ページをご覧ください。こちらは、地下水観測井2号の埋立開始から現在に至るまでの折線グラフです。1号井戸と同じく、電気伝導率、塩化物イオンの測定結果は、埋立開始から現在に至るまで値にほとんど変動はありません。

9ページをご覧ください。防災調整池の南に位置する地下水観測井3号のモニタリング結果です。調査地点図の青いマル3でございます。こちらの結果も、すべての検査項目について、環境基準に適合しています。10ページをご覧ください。こちら、埋立開始から現在に至るまでの折線グラフです。電気伝導率及び塩化物イオンは、最終覆土終了後は大きな変動もなく推移しています。

11ページをご覧ください。地下水集排水管モニタリング人孔のモニタリング結果です。調査地点図では青いマル4の位置です。モニタリング人孔は、埋立地の底に設置している遮水シートの下の部分の地下水位が上昇した時に通水します。今回の報告の期間のうち、8月以降は、通水が無く欠測となっています。令和5年は夏以降、降雨が少なかったことから地下水位が低く通水が無かったと推測されます。なお、7月に実施した項目については、基準がない項目ですが例年と同程度の数値でした。12ページをご覧ください。こちらの電気伝導率、塩化物イオンの測定結果も、埋立開始から現在に至るまで数値に殆ど変動はありません。

続きまして、13ページをご覧ください。放流水が流入する湯沢川のモニタリング結果です。左側の表が、湯沢川上流、右側の表は、湯沢川下流の検査結果です。調査地点図では右側の広域図のほうの水色のマルです。カギカッコ1が上流、カギカッコ2が下流です。湯沢川では、全部で49項目の水質検査を実施しております。調査結果は、河川の環境基準と比

較しており、上流、下流とも8月の大腸菌数以外は基準値内でした。なお、センターの放流水は消毒後に放流しており、放流水の測定では、大腸菌群数はゼロとなっておりますので、この、河川の大腸菌数の超過はセンターの放流水の影響によるものではございません。

14ページをご覧ください。センター周辺地下水のモニタリング結果です。北杜市や井戸所有者に御協力をいただき、センター周辺の6箇所の井戸で、年2回水質検査を実施しています。調査地点図の右側の広域図では青のマル1からマル6です。調査結果の表の左側から3つの井戸、これは、マル1、マル2、マル3ですが、新旧の水道水源であり、周りに民家が少なく、比較的上流に位置しています。残り3つの井戸、マル4、マル5、マル6ですが、集落内の民有井戸であり、比較的下流に位置しています。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。

続きまして、15ページをご覧ください。まず、悪臭ですが、空気を採取して臭気指数を測定しています。測定地点図では、黄色のマルで示しており、8月の測定は主に南風が吹きますので、埋立地を通過した南風が採取できるように黄色のマルのローマ数字Iの敷地北側を調査地点としています。この臭気指数とは、臭いの強さを表す数値で、数値が大きいほど、臭いが強いこととなります。公害防止細目規程で保全目標値を13以下と定めており令和5年8月の結果は10未満となっておりますので、例年と同様に保全目標値を達成しています。

次に発生ガスのモニタリング結果です。発生ガスは、埋立てられた廃棄物中の有機物などが分解することで発生します。測定項目は、メタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニアの濃度と、ガス流量です。測定場所は、埋立地内にある3本の堅型集排水管です。堅型集排水管とは、穴の開いた管が地表から埋立地の底まで埋まっているもので、この管から出るガスを調査しています。調査地点図では、緑のマルの(1)(2)(3)です。(1)が一番深く、埋立てられた廃棄物量が一番多い場所になります。埋立地上流に向かって(2)、(3)の順で浅くなり、埋立てた廃棄物量も少なくなります。右側にあるメタンと二酸化炭素の折れ線グラフをご覧ください。メタンガスは埋め立て地内に水分が多くなることで酸素が少なくなる、つまり嫌気性になると発生しやすくなる傾向のあるガスです。両方の折れ線グラフは、堅型集排水管1がオレンジ色、堅型集排水管2が青色、堅型集排水管3が緑色です。埋立廃棄物の量が一番多い堅型集排水管1の結果が一番高い濃度になる傾向があります。令和5年8月と令和5年10月の測定結果は、グラフのとおり比較的低濃度で推移しており、引き続きモニタリングを継続する中で、その推移を注視していきます。また、発生ガスの量については、1分間あたりのガス流量が10mL未満から27mLでした。例えば牛乳ビンが200mlですので、その1/8程度の量の流出です。なお、廃棄物学会が平成14年に作成した廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法ではガスの発生が認められないことの判定基準として、メタンガスと炭酸ガスの発生合計量が1分間あたり1000mLであることを目安としており、これを参考とすると十分小さい値となっております。

最後に、底質厚の調査結果について説明します。結果の前に簡単にこれまでの経緯をご説明します。右肩に参考資料とある A3 サイズの一枚紙の防災調整池の底質の状況についてという資料もご覧頂きながらお聞きください。左下の写真、防災調整池の全景のとおり、管理棟の南側に防災調整池があります。この防災調整池に流れ込む水は、その写真の上の図にありますとおり、ローマ数字Ⅰの湯沢川の付け替え河川、ローマ数字Ⅱの処理水、ローマ数字Ⅲの埋立地の外に降った雨水を集水した水、ローマ数字Ⅳの地下水集排水管つまりモニタリング人孔の地下水が流れ込んでおります。調査の経緯ですが、この安全管理委員会の中で地元及び北杜市から、この防災調整池の底質の化学分析調査の要請を受け、平成27年度及び30年度に、国の定める土壤環境基準等に基づき調査を実施しました。平成27年度は表面の層のみの調査でしたが、平成30年度に、堆積層の表面の層、中ほどの層、深いところの層の土を採取し、より詳細な再調査を行い、その結果をご報告させていただいたところです。結論としては、平成27年度の調査と平成30年度の調査いずれも全ての基準値を下回っていました。こうした結果を受けまして、令和2年2月の安全管理委員会において、毎年水を抜いた上で土砂の堆積状況を報告することとし、同時に何か異常が認められた場合に安全管理委員会の中で報告する旨取り決めが行われました。

この取り決めに基づきまして、今年度の底質厚調査の状況を報告させていただきます。本年度の調査は11月22日に行いました。当日の調査の様子は参考資料に写真を載せております。調査は水を抜いた上でロープを張り、中心地点と①から④の、合計5地点で行いました。結果は資料の15ページに戻っていただいて、一番下の表となります。中心点は前年比プラス1センチ、地点①と④はマイナス1センチ、地点②の厚さは昨年と変わらず、地点③はマイナス2センチでした。水の流れの影響で底質が厚くなったところ、薄くなったところがあり、全体としてはこれまでと同じ程度の堆積が進んだ状況であり、底質の厚さに大きな変化はみられないと考えられます。また、土の状況を観察したところ、過去の様子と比較して臭いや見た目に異常は見られませんでした。今年度の底質の状況につきましては以上となります。

以上で環境モニタリング結果についての説明を終わります。

<議長>

はい、ありがとうございました。これも、簡単に捕捉しますと、処分場の周りへの影響ということで、基本的には処分場の敷地から外へ出ていく水を調べて公害防止協定でチェックするということですが、その水質を担保するためにいろいろなところを測っています。一つは処分場の上流の何もなしの地下水、処分場の下流の地下水を測っている。それから、処分場の中の水というのは、雨が降ったらその埋め立てているものに触れて出ていくので、それを浸出水と言っていますけれどその水も一応調べておきましょうと。この水は処理施設で処理して出しますが、その水も調べておきましょうと。それから敷地外の話として

近くにある川とか井戸も一応調べておきましょうと。というようなことで、A3 の資料1の地図というのは、そのような場所に点が打ってありまして、今、そういうところの水質についてご説明があったということです。

では、今のご説明について、ご質問ありますか。せっかくの機会ですから、単純なことでも、わからないことがあったら聞いてください。浸出水とか放流水とかこれは全部処分場にかかわるような専門用語ですので。専門用語はわかりにくいところがありますので、そういうことも含めて、ご質問がありましたらお願いいたします。

では、つなぎで私の方から。今日は、防災調整池の話も出てきましたので、もう一回、防災調整池へ入っていく水が、どこからどう出てきた水かということをお補足説明をお願いします。

<事務局>

防災調整池に入る水ということですね。参考資料の方にございますとおり、防災調整池の方には、もともとのこの処分場の場所が、湯沢川という河川が上流から流れてくる場所でありまして、湯沢川の付け替えた河川の水が入ります。2番目としましては処理水です。この埋立地の浸出水を処理した後の水、こちらが入ってきます。3番目としまして、埋立地外の雨水と図の中に書いてありますけれど、埋立地の外側に降った雨水系が周辺の側溝を経由してこちらの防災調整池に入ります。最後に、4番の地下水集排水管と書いてありますけれど、これは先ほどモニタリング地点で説明をしたモニタリング人孔の水でして、埋立地の下に張ってある遮水シートのさらに下の地下水が水位が上がってきたときに水が出て、その水が流れ込みます。

<議長>

分かりましたでしょうか。要するに、処分場の埋め立てているところに行かない、外側の水を全部集めてきている。処分場のゴミを通った水は処理して防災調整池に流している。そこから最終的には河川に出ていくということです。他にご質問ございませんか。行政関係の方、よろしいですか。結論としては、公害防止協定に則って問題なかったということで、事務局、よろしいでしょうか。ということで、皆さんからご質問等が無ければ事務局の結論を御承認いただいたということで、この委員会としても承認すると。住民の代表それから自治体の代表と学識経験者を委員とするこの委員会で事務局の説明を了承したということになるかと思えます。よろしくをお願いいたします。それでは、議事はこれで終わりですが。

<委員（地元代表）>

議長、すみません。今日の次第にその他がないのですが。

<議長>

そうですね、私も思いました。

<委員（地元代表）>

安全管理委員会の議論の、今日発表していただいたモニタリング調査結果、大変重要なものであります。よくわかりました。

それのみでなく、この処分場の管理、あるいは、運営に関しても、この安全管理委員会は所掌していると私は理解しています。昨年の9月26日に山梨県の方からこのセンターの管理運営事項の変更に関する説明が区長さん方を集めてありましたけれど、本来であれば、その問題は、この安全管理委員会の中でもしっかりと説明がされ、もちろん地元行政北杜市をはじめ、私達地元の代表として意見を徴することがあっておかしくない、私は思っております。今日はその他の項目がありませんので、恐縮ですが、私の方から何点か、9月26日に説明していただいた中で、区長さん方から宿題のような質問も出ておりましたので、それらも含めまして、せっかくの機会ですから質問させていただきたいと思っております。急な事ですからご準備もない部分もあるかと思っておりますから、できる限り安全管理委員会としてお答えを頂きたいと考えております。

まず、その1ですが、今回の管理運営に関する変更というのは、今現在、山梨県の職員の皆さんが事業団の方へ派遣されておられますけれど、これを、令和7年度からは引き揚げるというご説明をいただきました。その理由といたしまして、法律が平成12年に、今から24年前に法律が施行されていて、公益法人への地方公務員の派遣に関して制約があると。この制約が平成12年には法律によってありましたが、実はそれから今日まで変わらず、その法律に反する形で手当等が支払われていた、その手当が、法律を遵守するとできなくなるということで。今まで事業団が蓄えていた維持管理積立金が、令和6年には底をつき手当てすることができなくなるので引き揚げるという趣旨の説明だったように私は理解しております。維持管理積立金がなくなるということですが、維持管理積立金というものについて私達も初めて知りました。9月26日の時点でも、実際どのようにそれが使われていたのか、それから、直近での残高がどのくらいかという質問が出ましたが、資料が今ないということでご説明いただけなかったのですが、もし今日、その数字がお分かりであればまずそこを教えてください、というのがまず1点です。お願いします。

<議長>

まず確認ですけど、その他の事項がなかったのは、単なるミスということですか。そうすると、この部分については私が司会をしていいと。

<事務局>

すみません。議事次第にその他がないというのが、まさに事務ミスで誠に申し訳ありませんでした。議長の方から、このモニタリング以外につきまして、その他、ご意見ご質問を受けたいと思いますがということの発言をしていただくというのは、毎回の委員会と変わらない形で、議長にお願いしているところでありました。そういうところでもありますので、今回の議事次第につきまして、その他というのが消えているというのは、副理事長である私のチェックミスということで、この場を借りて陳謝申し上げます。ということで、議長、引き続きお願い申し上げます。

<議長>

そうしますと、設置要綱の任務の第2条(3) その他センターの安全管理に必要と認められることについて意見を述べるということですが、議長として、今の発言は、(3)に該当すると思いますので、この委員会で審議というか話を聞くこととすると、それでよろしいですね。

今のご質問は、事務局というよりも、この委員会の中に加わっている自治体の方に向けての質問だと思いますが、学識経験者の私等はその説明会を受けているわけではございませんので、そういう意味でも関心はありますので、できれば一回関係者からご説明を頂ければありがたいと思います。そして、具体的な質問ということですが、積立金の使途、残高。これも可能な範囲でご説明いただくと。可能な範囲で説明いただければ地元委員さんも他の人に聞かれたときにこんな感じだったと、説明できるのではないかと思います。

<事務局>

先ほどの、委員からのご質問は、維持管理積立金の決算、実績ということであります。直近の決算が令和4年度でして240万円を使いまして、その令和4年度の残高につきましては、1,539万9千円という金額となっております。

ちなみにその前の3年度につきましては、230万円を使い、残高が1,779万9千円です。3年度が1,779万9千円ということで、4年度に240万円を使っておりますので決算におきます残高といたしましては、現在、1,539万9千円というところになっております。

5年度におきまして、同様の額、240万円を多めにみまして、見込みとしまして、300万を見込んでおりまして、5年度の想定、これは決算ではありませんので、想定の見込みにつきましては1,239万9千円というところであります。以上であります。

<議長>

質問の中に、毎年200万円くらい、何に使っているのかと。

<事務局>

事業団におきましては県から職員を派遣してもらっております。その中におきまして県の派遣に関する条例で、本給、給与等につきましては県からその職員に直接支給してもらえますが、いわゆる旅費、それから時間外手当につきましては、団体、私どもでいえば事業団におきましての考えのなかでの旅費とか仕事としての時間外手当となります。それに関しましては事業団が払うということになっていきますので、旅費や時間外手当に使っているということです。

<議長>

はい。妥当な金額だと思いますが。

<委員（地元代表）>

今、残高として、令和5年度の見込みが300万円くらい使っていると、それを加味しても1,240万円ですか、残高があるんですね。ところが、昨年9月26日の説明の中で、その残高が令和6年の末には無くなると。だから充当できるお金がなくなるので、派遣することができませんと説明を受けました。今、ご説明があったとおり、この維持管理積立金は令和6年度には0にはなりません。残高があります。4年度に240万ということですから、そのペースで消化していったとしても、5～6年は十分充当できる残高があるということは、単純な事です。昨年9月の県の説明は間違いだったということ、まず、私は申し上げたいということです。

<議長>

私はこの積立金を知らないのですが、これは何の積立金ですか。

<事務局>

維持管理に使うためです。

<議長>

積立金は、普通、何年かたったら新しい機械を入れるために積み立てておきましょうという話なんでしょうけれど、予備費的に取っておきますという話でしょうか。お願いします。

<事務局>

維持管理積立金につきましては、このセンターの維持管理に使われるお金ですが、このセンターにつきましては、先ほど、水質モニタリングの結果についても報告いたしましたように早くに完了し閉鎖をしておりますので、結果的にそういった種々様々なものですか、施

設に関する維持管理ということではなくて、結果として先ほどの人件費の充当というところに使っています。また、センターにつきましては、廃棄物の搬入という意味での収入がありませんので、その収入0のなかで今まで積み立てておりました維持管理積立金を人件費に使用しているという形となっております。

<議長>

一遍に使ってしまおうという説明は、多分、県との関係でということかな。お願いします。

<委員（山梨県）>

山梨県です。維持管理積立金のご質問でございましたが、維持管理積立金については、職員の給与だけではなくて緊急時の対応についても使用するということがあり、すべて給与に使うものではないということです。今後、引き延ばせるのではないかと、ということですが、いずれ、その後については、費用がなくなってしまうということであるので、この段階でもって、今後の長い維持管理についての方針を、決めさせていただいて対応したいということです。

<議長>

よくわからないけれど、一旦、県に返してしまうとか、そういう話ですか。

<委員（山梨県）>

積立金は事業団が積み立てたものですので、それは、県に返してもらうという話ではないです。

<議長>

事業団は、その千何百万円を使って、これまでの支出よりもたくさんお金を出していくという理解でいいのかな。ちょっとわからないけれど。私が聞いても仕方がないから、より住民の皆さんに近い方。その方が住民の皆さんに説明してくださるという理解ですので、ちょっとお願いします。

<委員（地元代表）>

よろしいでしょうか。そうしますと、前回、人件費、積立金がなくなって県の職員も引き揚げて、やることは何も変わらないと伺っていたのですが、このお金が無くなると人件費以外の維持費も枯渇する可能性があるということになると、話がこの前と全然違ってきます。つまり人件費だけではない。県の職員は派遣しない、ここの管理はできます、という説明で

あったと思います。ですが、その経費の中に管理費、別の経費が入っているということになると、そのお金が枯渇するとこのセンターの事業に支障をきたす可能性があるわけですよ。そうなると話が全然違ってくるのですが、そこはどういうふうに考えているのですか。それだと前回の話と全く違っていると思いますが。

<議長>

まず、確認ですが、前回ということもありまして、何か具体的に決まっていますか。それともまだ検討中で、今から、お金の使い道を考えますという話なのか、その辺を。

<委員（山梨県）>

令和7年度以降のセンターの維持管理を見直すということで、7年度以降については県職員の派遣ができなくなるというところが前提の話です。

他に使っているというわけではなくて、もし、何かの緊急な事が起こったときに、それについて予備費的な形で予算を計上していたということなので、それを毎年何かに使っていたというわけではない。

<議長>

要するに決まっているのは派遣がなくなりますよ、ということ。それからどうしようかという話は、決まっていなくても、その時点で説明会をしたということかな。

<委員（山梨県）>

説明会については、7年度以降の管理体制をどうするのかということ在地元の地区の代表者に集まっていたいて、説明会を9月26日の日に県の方で行いました。

<議長>

私の感じでは、決まっていないということを説明すればよかったのかなと。

<委員（地元代表）>

質問しますと、令和4年決算は、240万でしたね。令和3年は230万でしたね。その前は、500万でしたね。その前も500万ですね。というか、今年度、500万ですね、予算額。

<事務局>

予算額は500万です。そのなかで、実績で決算です。

<委員（地元代表）>

つまり、230、240、500。その前は、500、500。過去見ると予算額通り、0になっていますよね。そうですね。

<事務局>

そうですね。

<委員（地元代表）>

毎年、500、0。500、0。230、0。240、0。当然今年も、公務員的なお仕事ですから、500、0。となると、何をもって、急に予算額が、去年も予算額が500であったならいいんですが、去年の予算額は240万、一昨年の予算額は230万で、予算額自体が減っていると思うのですが。

<事務局>

予算は全て500万です。予算はどの年度でも500万です。

<議長>

毎年多めに予算にしているということでしょう。

<事務局>

予算という点では全てどの年度でも500万ということですが、私どもは実績で決算を打っておりますので、先ほど説明の、例えば4年度は240万、本年度5年度は、一応、300万ほどの決算を見込んでいるという状況です。

<委員（地元代表）>

はい。

<議長>

はい、手短にお願いします。

<委員（地元代表）>

使い道云々、ほぼ、人件費ということだと思いますが、使い道云々ということではないです、私が質問しているのは、9月、前回の時点で、令和6年に、枯渇するという話でした。しかし、それが違うでしょ。違うということ、私は指摘しているんです。違うんじゃないですか、と私が指摘していますから、違っていたら、違っていました、という話を頂かない

と。この次からの質問をいっぱい用意しているんですよ。前へ進めないんです。色々の理由づけとかあるかもしれませんが、少なくとも私たちが受けた説明は、維持管理積立金が令和6年度で枯渇すると。だから、派遣はできないと。法律を遵守すれば派遣できなくなるという説明でした。しかし、根本の残高はあるんです。枯渇しないんです。そこは違うでしょと申し上げただけです。

<議長>

枯渇という言い方が変であったということですか。

<委員（地元代表）>

そうです。

<議長>

枯渇というと、いつの間になくなってしまおうという、何もしなくてもなくなってしまうというような。ちょっと違うような。話すことありますか。北杜市の方も話したいことがありましたら、どうぞ。

<委員（山梨県）>

前回、委員に積立金の説明をさせていただいたところです。金額のことについては、確にお答えできなかったところで、事業団の方から、今、金額の話がありましたけれども、確かにですね6年度末に全ての金額がなくなるということではないということです。

<委員（地元代表）>

9月26日の財源がなくなるという話は違うと、今、お認めいただきました。単純に計算すると、240万くらい毎年使っていくと、令和11年度くらいまでは、現状のままでも行けるということになる、と思いますが。では、次の質問に移らせていただきます。

大きな問題点が明らかになりました。次に、私達一般の市民からすると、法律が平成12年にできて、時間外とかそういう費用を、派遣元は負担できませんよと、法律ができています。それから24年も経過しているのですが、この間、ずっとそれを無視して、充当してきて、なぜ、今になって、話が出てくるのか。あるいは、それが、積立金ですから残高がなくなることは当然将来あるわけですから、それに向けて、変わる手立てということを県は考えて来なかったのでしょうか。まず、その点を教えてください。

<議長>

外から見たら、国で言われた、知事に言われた、部長に言われたくらいが考えられますか

ね。それだとわかりやすいけれど、法律に従っていないと、国から直せと言われることがある。ちょっと県、お願いします。

<委員（山梨県）>

維持管理積立金につきましては、派遣法に伴って、その費用を人件費に使っていくということになるわけですが、管理体制のことについて考えていくうえで、当初から維持管理積立金の状況を検討していたということではないです。

<議長>

話が進まないなので、傍聴の方、お静かにお願いします。

<委員（地元代表）>

課長さんにもう一点大事なところをお聞きしたいと思いますが、明野のセンターには令和7年から県の職員が派遣できないという方向だという話です。事業団は境川でも同じように事業をされており、境川のケースのことをお聞きしたいのですが、境川へも県の職員を派遣していると私は承知しておりますが、境川も7年からは引き揚げることになるのでしょうか。

<委員（山梨県）>

境川については、県の職員を引き揚げるということは無いです。境川については、受託事業として行っていますので、受託事業として受けた収入でもって、人件費を払っていくということになりますので、こちらについては引き続き派遣職員を置くということになります。

<議長>

外部受託とそうじゃないという違いですか。

<委員（山梨県）>

同じ事業をしています。

<議長>

それは知っていますが、ここは直轄で、向こうは外部に出しているという、そういう話なの。そう聞こえたけれど。

<委員（地元代表）>

はい。

<議長>

手短に。

<委員（地元代表）>

大事なところですので。そうしますと、明野は、儲からないから。同じように埋め立ててますよね、埋立て処理することについては境川も明野も変わらない。その状況にありながら、明野はゴミが入ってなくて利益が出てこないから、もう明野は県の職員を派遣で出さないんだと。しかし、境川は、実際利益が出ているかどうか知りませんが、原資があるから今まで通り派遣する。廃棄物を処理するという同じ事業をしながら、明野は引き揚げる、境川はそのまま対応する。この差は何ですか。教えてください、これは何故か。安全に関してはどこも同じです。安全性に関心を持ち、心配をする。地元は、境川であれ明野であれ、同じですよ。そういう状況の中で、そういう違いが出てくる理由を明確に教えてください。

<議長>

お答えできますか。お願いします。

<委員（山梨県）>

費用負担のことについては、境川の事業については、一般廃棄物最終処分場の事業を事業団が引き受けているわけですが、そこでの収入がございまして、その費用を基に人件費についても充当していくことができますけれど、明野のこちらの事業については、先ほども維持管理積立金の話をしましたが、維持管理積立金は、今後無くなるだろうということ、それに対して県の職員は派遣できない、ということになりますので、そこが違いです。

<委員（地元代表）>

大変大事なことです。この処分場ができるときからの経過を踏まえて、私たち地元の心配する人間としては。山梨県と、ここの施設を建設し維持管理をする事業団という組織をつかってそこにお任せすると、そして地元北杜市と、3者で協定に基づいてこの事業は行われてきています。しかし、ここは1年くらいで閉鎖になりました。閉鎖になったのは誰の責任ですか。埋めてあるゴミは必ずあるんですよ、少ないけれど。それに対する安全性を担保するということは、県として当然のことじゃないですか。どんな事態が起きようと、最後まで、かつ、これからは廃止というまた厄介な手続きをふまなくちゃならない。地元の理解を更に得て進めなくてはならない。跡地利用という問題も出てきます。そういう大事なことを控えていながら、今まで培ってきた地元と県、事業団の信頼関係を壊すようなことを、今、何故ここで持ち出すんですか。では何故、そんなに大事な法律であるならば、24年もほったら

かしたんですか。

あなたたち県がこれだけ金をかけて、日本一安全な処分場を造ろうとしているのに反対するとは何事だと言われましたよ。そういうことに基づいてやられてきた事業ですよ。最後まで、県は地元に対して責任を持ってください。申し訳ないけれど、一説では70億も損失が出ているといわれる事業で、一年で240万で地域の信頼を失うようなことを県はこれからやろうとするんですか。

<委員（山梨県）>

今、信頼関係という話がありましたけれど、今回、7年度以降の管理体制を見直すということで、県職員の派遣ができなくなるということを説明させていただきましたけれど、当然、県としては、地元の皆さんとの信頼関係を崩すというようなことは全く考えておりませんで、引き続き、県の職員の派遣はできなくなりますけれども、それ以外で、県のほうで財政的な支援をすとか、水質管理にあたっては技術的な指導をするというところは、また、何か相談ごとがあったら県のほうとしてもしっかり聞いていくということは何も変わらないところです。

<委員（地元代表）>

信頼関係が築かれているという具体的なケースを言いますと、今現在は、県から派遣された職員の皆さんが、今日のここでも説明役を買って出てくれています。そして検査で上がってきたデータのチェックも県の皆さんがやってくださっています。そういう体制ではなくなるんですよ。私たちはそういう関与を県がしてくださっているからこそ、安心してこの3者の関係を崩さないように、このまま何とか廃止へ持っていけたらいいなという思いで、今、日々を過ごしています。今日のこの会議にも臨んでいます、地区の代表として。そんな簡単なものではないですよ。申しわけないけれど。

<議長>

はい、部長なり、知事なりお伝えくださいということかな。課長、話すことありますか。

<委員（山梨県）>

確かに、お話にありましたとおりに、県職員ということがかなり重石になっているということだと思うのですが、今後、県とのつながりが薄くなるということでは全くありません。引き続き、県は、その水質検査も含めて県のほうでも支援、技術的な指導を行っていくことは変わりません。今までの県職員ではなくなるということは確かにそうですが、それ以外については何も変わらないというところになるので、引き続き地元の皆さまと一緒にセンターの維持管理の方法についてしっかり検討していきたいということです。

<議長>

まだ、はっきり案がないみたいなので、それができた段階で議会か何かでやっていくということかな。

<委員（地元代表）>

方向は示しています。要するに、派遣はなくして、その代替りの職員は事業団が採用して職員が当る。県の職員の仕事は、代わりに事業団で雇ってやるという方向は、この前の説明会でもありました。

<議長>

そこまででしょ。

<委員（地元代表）>

議長さん、課長さんでは答えられないというかそういうことではないですよ。まあ、答えられないこともあるけれど。大事なのは、この安全管理委員会で出た議論を、課長さんの言葉で担当の部へ持ち帰ってもらわなければならない役割があるわけですから。そこをしっかりとふまえていただいて、申し訳ないけれど、進行していただきたいと思います。

<議長>

課長、持ち帰れますか。

<委員（山梨県）>

持ち帰らせていただく部分は持ち帰って、ここでお答えできる部分はお答えします。

<議長>

はい、ありがとうございました。外から見ていると、説明会が説明会の体をなしてなかったのかなと思いますので。また、議会への案を出すことを通して、皆さんも議員を通して意見を上げていくことができるのかなと思いますので、この場でこれ以上は無理と思います。

<委員（地元代表）>

繰り返しの話で、こんなことを言いたくはないですが、1994年からこの問題が持ち上がって、この間、私たち30年近く対応してきております。その間に3者の中で築かれた信頼関係ですよ。それに対して単純に県の派遣の職員を止めるから別に何の問題もないよと、今まで通りやるよと。そうじゃないと私は感じていますよ。この間、こうやって、この場で

県の皆さんがいてくださるから、直接私たちの心配事が県の担当部課へと伝わり、対応ができてきたのではないかなというふうに思っています。ただ単に、県の職員の皆さんはここに座っていただいているだけではないと、私は思っていますし、派遣されてきた皆さんは、ご苦労なされて安全管理について最大の神経を使って対応してきてくださっている。その積み重ねが信頼なんです。簡単ではないと私は思うのです。地元の間人として、県の職員が来なくなったからっていいよと、後ろで支援するから変わらないと。そんな問題じゃないと思います。現場にいるのと、そうじゃないのと対応は全然違ってくると、私は思うからこそ県の皆さんはちょっと考え違いしているのじゃないかなと言わざるを得ません。この築いた信頼関係をもっと真剣に考えていただきたい。原点にさかのぼって地元の苦しみも知っていただきたい。皆さんの苦しみもあつたでしょうけれど、地元はもっと苦しんでいますから。そこも踏まえて、これから将来の問題も控えている中でどうやって信頼関係を維持するかという観点で、もう一度検討しなおしてください。お願いします。それで、大変申し訳ないですけど、今、大きく私たちが心配する点が2項目出ました。

<議長>

大きな2つに限ってください。

<委員（地元代表）>

今、言いましたように、説明が違ってたと。残高がまだありますよ、ということと、同じ処分場を管理している境川と明野で対応が違うということがわかりました。大変申し訳ないですけど、時間を頂いて、地元の委員だけでちょっと話をさせてもらえませんか。

<議長>

この会議の中で話すということですか。それはちょっと趣旨が違ってきていると思うので。

趣旨が違うというのは、行政のほうのやり方を議論する場ではないんですけど。ほかのルートで話してもらったほうが。

<委員（地元代表）>

よろしいですか、ここは、3者で委員を選出しています。地元である北杜市は地元の区長さんたちを地元の代表として入れてはじめて成立している安全管理委員会ですよ。地元の人たちは、この間、区長さんが9月に参加した中で事実と違う説明がされていることも含めて、私たち地元の委員で意見交換をしたいですよ。そして、その意思を明確に、私一人が発言する、あるいは他の区長さんが発言するだけでなく、明確に意思を安全管理委員会に出させていただけたいと思いますので話し合いをさせてください。

<議長>

事務局、地元の委員さんの意見交換をやってもらっていいの、休会にするの。区長、大丈夫ですか、休会してまた話すということで。何分必要ですか。

<委員（地元代表）>

10分くらい頂ければ。

<議長>

10分で、時間厳守でお願いします。

<委員（山梨県）>

はい。

<議長>

はいどうぞ。

<委員（山梨県）>

先ほど、派遣法の話がありましたけれど、県のほうから支出できないということで、それに対する対応ということについてですけれども、県として対応できることがないということになってきます。あくまでも、維持管理積立金でもって、事業団が、県が支払えない費用の部分、人件費を出すということです。県がその部分について補助するということはちょっと出来ないところになるので、何も考えていなかったという話がありましたけれども、対応できないという部分になります。

<議長>

まあ、考えてもらって。

<委員（地元代表）>

課長さんのおっしゃることもあれですけど、私が申しあげているのは、これ、去年法律が変わったというのじゃわかりますよ。24年前ですよ。それに気が付いていなかったのかどうか知りませんが、無視してやってきていながら、今になってその法律を根拠に出すなんてこと自体が私は信じられません。この地元との信頼関係をどう考えているかという観点から言っても、理解できません。

<議長>

少なくとも地元の委員からは、築いてきた信頼関係を維持できるようなことを考えてほしいということを、県の上層部に伝えてください。

【一時休会】

<議長>

再開する前に、副市長さんは3時40分まで、他、委員の方にも4時から都合がある人がいますので、15分かあるいは30分以内に終わるように手短かにお願いします。

<委員（地元代表）>

突然にお時間を頂きありがとうございました。8地区のうち、今日、出席しております5名の区長、代理もおりますが、で、今話し合いをさせていただいた結果を、これは安全管理委員会に対して、私どもで今話をした内容をお伝えさせていただきたいと思います。

<議長>

伝える、ね。どうぞお願いします。

<委員（地元代表）>

2項目です。一つは、現在の環境整備センターの維持管理体制における、山梨県職員の山梨県環境整備事業団への派遣は、地元と山梨県等の関係機関がこれまで築いてきた信頼関係の源です。従って、山梨県職員の派遣中止は認めることができません。これからも変わらず現状の維持管理体制を継続していただきたい。これがまず、第1点です。

もう1点、山梨県職員の派遣をとり止めるのであれば、水質検査も山梨県が発注し安全管理委員会でその結果を報告する仕組みに変えていただくことを、地元委員として安全管理委員会にご提案申し上げます。以上です。

<議長>

あらためて文書で出しますか、それとも、今メモしてもらったので良いですか。

<委員（地元代表）>

出します。

<議長>

ということで、地元委員から2つの要望として、後で正式な文書として出していただくと。

<委員（地元代表）>

事業団の方へ、届けばよろしいですか。

<議長>

はい。こちらの委員会としては、そういう話になったということ、部の上役なり何なりに伝えていただければよいと思います。ではそういうことですので、自治体関係の委員から何か発言がありますか。

<委員（地元代表）>

一点、最後に要望があります。近く開催される住民説明会、この16日ですね、では、私が先ほど質問したような具体的な数字、考え方をきちんとお示しいただきたい。それから、7年度以降の管理体制について、事業団と県の関係ではなく、地元と県の直接的繋がりについて、県は逃げないということを口先だけでなく、具体的な計画や案を示してきちんと説明をしていただきたい。これは、16日の説明会に対する要望です。

それからもう1点、昨年9月26日に行われた説明会の議事録、並びに、今日、今、安全管理委員会で議論をしましたこの山梨県職員派遣中止問題に関するやりとり、この議事録を2月16日の説明会に資料として提出をしていただきたい。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

<議長>

今の発言も、全員のですか、それとも、個人の要望ですか。全員の要望ね。

<委員（地元代表）>

はい。

<議長>

文書として出していただく。

<委員（地元代表）>

はい。

<議長>

要望と、説明会についての要望があったということで。いつ頃文書を送っていただけますか。

<委員（地元代表）>

一日二日で。

<議長>

一日二日で、文書が事業団に来ますので、それを県の方にまわしてください。県としてはそういうスケジュールになったということを上司にお伝えください。では、他にございますか。

<委員（地元代表）>

すみません。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員（地元代表）>

今の、県の職員の派遣の問題について説明会が、前回9月以降あると認識していたのですが、今後の、もし決まっているような段取りというか日程、方向性とか、今の時点で言えることがあれば教えておいていただければと思います。

<議長>

情報提供ができればしてくださいという、要望とは別の話ですね。県、答えられますか。最終的に県議会の話になってくるんで、県議会に案が出せるのかということにもなってくるのかな。では、お願いします。

<委員（山梨県）>

住民説明会の件でございますけれど、来週2月16日の金曜日、午後7時からを予定していきまして、明野総合会館です。それ以降のことについては、その際のご意見を伺う中で必要に応じてになります。

<議長>

説明会して、意見聞いて、具体的なものを県で考えて、議会に諮る案件なのかな、議会に諮って、最終的に、できれば6年度中に決定するというものでいいのかな。

<委員（山梨県）>

今後の管理体制につきましては、来年度、令和6年度に検討させていただいて、決定させていただくこととなります。

<議長>

こういう話なので、なるべく早くできるように、できれば、説明会でもっと具体的な話ができるようにしていただければ、6年度さっと流れるかもしれませんね。よろしくお願いいたしますします。

他、ご意見ご質問ありますか。無ければ、せっかくだから、学識経験者の方で何かありますか。

<委員（学識経験者）>

水質に関してですが、浸出水の水質ですけれども、2項目だけ、若干ですが、まだ基準に達しないということで、排水処理を丁寧にしていただきたいという次第です。排水基準が2年以上問題ないということになれば、廃止への手続に向けて準備ができますし、跡地利用の話も、先ほど委員会の中でも出ていたと思いますが、今後、跡地の使い方などについてですね進められるのではないかと考えていますので、丁寧にモニタリングを継続していただければと思います。

<議長>

今のはコメントということで良いのかな、はい。そういうコメントだったということで、事業団、お願いします。他の専門委員、何かある。

<委員（学識経験者）>

この水質ではないですが、地元委員の方がたの意見を聴かせていただいて、やっぱりちょっとこの県の説明の矛盾点がいくつかあるように思えたので、2月16日の住民説明会の話だとか、今後、どういう形になったとかというのを教えていただければと思います。安全管理委員会自身が半年先というと、8月くらいになるまでわからないのか、その辺を。

<議長>

事務局いかがですか。説明会等の情報提供ですが。

<事務局>

当然、安全管理委員会での議論があるかと思いますが、学識経験者の委員さん方にも情報提供をきちんとしていこうと思っております。

<議長>

住民説明会をすると、普通は主催者が意見等をまとめたものを文書として作ると思いますので、それを見せていただければ手っ取り早いかと。県から、学識経験者への情報提供ということで、コメントはありますか。ないですね。はい、ではありがとうございました。課長さん大変だったと思いますが、そういう話を伝えて適宜処理していただければありがたいと思います。学識県権者の方、よろしいでしょうか。他の方もよろしいでしょうか。それでは、長くなりましたけれど、本日は終わりにします。この委員会としては、次は8月になりますので、地元の方はそれより早く何かやることあるならやってください。私どもは関与できないので、それでは、議事は終わりといたしまして、司会に戻したいと思います。よろしく申し上げます。